

第40回宍粟市議会定例会会議録（第7号）

招集年月日 平成23年3月25日（金曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月25日 午前9時30分宣告（第7日）

議事日程

- | | | |
|-------|----------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 第 120号議案 | 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 2 | 第 106号議案 | 平成23年度宍粟市一般会計予算 |
| | 第 107号議案 | 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 第 108号議案 | 平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算 |
| | 第 109号議案 | 平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算 |
| | 第 110号議案 | 平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| | 第 111号議案 | 平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計予算 |
| | 第 112号議案 | 平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算 |
| | 第 113号議案 | 平成23年度宍粟市下水道事業特別会計予算 |
| | 第 114号議案 | 平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算 |
| | 第 115号議案 | 平成23年度宍粟市水道事業特別会計予算 |
| | 第 116号議案 | 平成23年度宍粟市病院事業特別会計予算 |
| | 第 117号議案 | 平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計予算 |
| 日程第 3 | 第 119号議案 | 宍粟市組織条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 発議第 2号 | 宍粟市議会基本条例の制定について |
| 日程第 5 | 発議第 3号 | 宍粟市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 発議第 4号 | 宍粟市議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 請願第 4号 | 幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する
請願書 |
| 日程第 8 | 所管事務等調査 | について |

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 120号議案 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 2 第 106号議案 平成23年度宍粟市一般会計予算
 第 107号議案 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
 第 108号議案 平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
 第 109号議案 平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
 第 110号議案 平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
 第 111号議案 平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
 第 112号議案 平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算
 第 113号議案 平成23年度宍粟市下水道事業特別会計予算
 第 114号議案 平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
 第 115号議案 平成23年度宍粟市水道事業特別会計予算
 第 116号議案 平成23年度宍粟市病院事業特別会計予算
 第 117号議案 平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計予算
- 日程第 3 第 119号議案 宍粟市組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 発議第 2号 宍粟市議会基本条例の制定について
- 日程第 5 発議第 3号 宍粟市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について
- 日程第 6 発議第 4号 宍粟市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 請願第 4号 幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する請願書
- 日程第 8 所管事務等調査について
- 追加日程第1 発議第 5号 切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第 6号 T P Pの参加に関する意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第 7号 幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する意見書の提出について

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（20名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1 番 | 岸 本 義 明 議員 | 2 番 | 寄 川 靖 宏 議員 |
| 3 番 | 高 山 政 信 議員 | 4 番 | 秋 田 裕 三 議員 |
| 5 番 | 西 本 諭 議員 | 6 番 | 岡 崎 久 和 議員 |

7番	東	豊	俊	議員	8番	福	嶋	齊	議員		
9番	大	倉	澄	子	議員	10番	實	友	勉	議員	
11番	大	上	正	司	議員	12番	木	藤	幹	雄	議員
13番	山	下	由	美	議員	14番	岡	前	治	生	議員
15番	山	根		昇	議員	16番	藤	原	正	憲	議員
17番	伊	藤	一	郎	議員	18番	岩	露	昭	美	議員
19番	小	林	健	志	議員	20番	岡	田	初	雄	議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	畑	中	正	之	君	書記	榎	谷	米	男	君
書記	長	尾	紀	子	君	書記	原	田		涉	君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	田	路		勝	君	副市長	岩	崎	良	樹	君
教育長	小	倉	庸	永	君	会計管理者	釜	田	道	夫	君
一宮市民局長	西	山	大	作	君	波賀市民局長	山	本	久	男	君
千種市民局長	山	本		繁	君	企画部長	伊	藤	次	郎	君
総務部長	清	水	弘	和	君	市民生活部長	大	谷	司	郎	君
健康福祉部長	秋	武	賢	是	君	産業部長	平	野	安	雄	君
農業委員会事務局長	上	田		学	君	土木部長	神	名	博	信	君
水道部長	米	山	芳	博	君	教育委員会教育部長	福	元	晶	三	君
総合病院事務部長	広	本	栄	三	君	消防本部消防長	野	崎		信	君

(午前9時30分 開議)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、報告をいたします。

報告、3月14日の本会議におきまして、山下議員の予算質疑に対する答弁で、市民生活部長より訂正の申し出がありましたので、報告いたします。

しそうクリーンセンターの委託料について、契約額で2,250万円と答弁しましたが、2,205万円の誤りであった旨、報告がありましたので、これを許可いたします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決めます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 第120号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第1、第120号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) おはようございます。連日御苦労さまでございます。

それでは、第120号議案の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、今回の東北地方太平洋沖地震において、亡くなられた皆さんの御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆さんに衷心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、今回の平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)につきましては、この東北各県をはじめとする過去に類を見ない大災害に際し、市民、自治会、各種団体、市内事業所等がそれぞれ義援金、支援物資という形で支援の輪を広げておられることに加えて、一昨年豪雨災害を経験した自治体として、さらに、山崎断層帯が直下を横断し、市民の生命、財産を守るため防災、減災対策を進めていかなければならない宍粟市として、今回の大災害を教訓としていく決意と、被災地の一刻

も早い復旧、復興を願う強い思いを込め、全市民を代表して支援金を送るための予算措置であります。

具体的には、市民の気持ちが被災地の方々に伝わるよう、交際費的な見舞金と区別をし、被災県の岩手、宮城、福島の3県の知事に対し、各300万円を直接見舞状を添えて支援したいと考えております。

議員各位におかれましては、市の意図するところを御賢察の上、よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

先ほど、東北3県ということで、協議会では説明をお聞きしたんですけども、市民の方も恐らくなぜ東北3県、岩手、福島、宮城なのかということについては、お知りになりたいと思いますので、そのあたりどういうことでこの3県に限定されたのか、御説明願えたらと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましては、御承知のように、特に被害が大きいということで、兵庫県としましてもそうしたことを踏まえて、それなりの対応をされているところでもございます。また、市民の皆さん、あるいは団体から寄せられました義援金につきましては、第一次として155万5,000円を日赤を通じて、全体に配分されるような手配をいたしておりますし、現在、会計室のほうでお預かりをしております義援金が941万1,416円。これにつきましては、市長会の窓口等を通じて、それぞれ各県に配分されるよう手配をしているところでございます。また、今後も寄せられると思いますが、それらにつきましては、すべての県に行き渡るといようなことで配慮をいたしたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第120号議案は、会議規則第39条第2項の規

定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第120号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第120号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2 第106号議案～第117号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第2、第106議案、平成23年度宍粟市一般会計予算から、第117号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの12議案を一括議題といたします。

当該12議案は、3月14日本会議で予算特別委員会に審査を付託していたものであります。

予算特別委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算特別委員長、18番、岩蔭昭美議員。

○予算特別委員長(岩蔭昭美君) それでは、予算特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定をいたしましたので、会議規則第104条の規定により、報告をいたします。

第106号議案、平成23年度宍粟市一般会計予算は、原案可決であります。

第107号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決であります。

第108号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算は、原案可決であります。

第109号議案、平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算、原案可決であり

ます。

第110号議案、平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案可決であります。

第111号議案、平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計予算、原案可決であります。

第112号議案、平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算、原案可決であります。

第113号議案、平成23年度宍粟市下水道事業特別会計予算、原案可決であります。

第114号議案、平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算、原案可決であります。

第115号議案、平成23年度宍粟市水道事業特別会計予算、原案可決であります。

第116号議案、平成23年度宍粟市病院事業特別会計予算、原案可決であります。

第117号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計予算、原案可決であります。

平成23年度の特別会計予算につきましては、ただいま報告したとおりでございますけれども、去る3月14日に第40回定例会において、予算特別委員会が設置されまして、議長より特別委員として岸本義明、秋田裕三、西本 諭、福嶋 斉、大倉澄子、實友 勉、山根 昇、藤原正憲、岩路昭美、以上の9名が委員の指名を受け、委員長に岩路昭美、副委員長に西本 諭が選任をされました。付託案件は、ただいま申し上げましたとおりでございます。

以上12議案につきまして、3月の15日、16日、17日、18日、3月22日と24日に審査をいたしました。審査に当たりましては、平成23年度における市長施政方針並びに所管部門担当者の出席を求めまして、詳細な説明並びに資料の提供を受けまして慎重に審査を行いました。

採決結果は以下のとおりでございます。その内容でございます。

第106号議案につきましては、賛成多数でございます。

それから、第107号議案につきましても、賛成多数で可決でございます。

第108号議案につきましては、全会一致の可決でございました。

第109号議案につきましても、全会一致の可決でございました。

第110号議案につきましては、賛成多数の可決でございます。

第111号議案につきましては、賛成多数でございます。

第112号議案につきましても、賛成多数の可決でございます。

第113号議案につきましても、賛成多数の可決でございます。

第114号議案につきましては、賛成多数の可決であります。

第115号議案につきましても、賛成多数の可決でございます。

第116号議案につきましては、全会一致の可決であります。

第117号議案につきましても、全会一致の可決でございます。

これが概略でございますが、委員会報告といたしまして、所管の各部門につきまして、審査の経過を申し述べたいと思います。

まず、企画部でございます。

合併後6年を経過して定められる宍粟市自治基本条例は、市民委員会によるたび重なる議論の末に成立したものであり、当定例会で成立する宍粟市議会基本条例ともに、その運用に当たっては深い認識と全住民の意識改革が必要であります。

二元代表制のもと、当局と議会が襟を正し、持続可能な地域社会、安心して住める安全な宍粟市の実現に最大限の努力を傾注すべきである。

環境問題について宍粟市民の果たすべき役割は大きいですが、バイオマス機器やカーボンオフセットなど、かけ声ばかりが大きく実質的効果に疑問が持たれる事業も多く、精査が必要な時期に来ている。

この4月1日より公共交通実証運行が始まるが、千種・波賀間の神姫バスによるもの、一宮思いやり号や山崎のもしもしバスのルート延長、波賀ミニバス等乗車状況を常に検証し、将来の公共交通の展望に繋がる実証運行とされたい。

旧神河中学校跡地利用の緑地公園化計画は、多くの委員の疑問符がついた。芝生の管理、ドッグランの適否、利用人員等指摘された多くの疑問に、着工前にしっかりこたえることを要請します。

市政モニター制度、パブリックコメントは、少数の意見に偏重せず、自治会等幅広い意見の聴取とあわせ運用をされたい。

その他、しそチャンネル・しーたん通信の運用、行政改革、事務事業評価制度、若者の海外研修等支援事業、エコアクションプラン等、新しい施策は目白押しであり、過疎対策事業の総括部門としての責任ある対処のあり方等、一つ一つの事業に的確に効率的な対応を期待いたします。

また、各部局における総額5,000万円にも及ぶ報償費の見直しをする必要があ

るとの指摘がありました。さらに「企画部」から「まちづくり推進部」への改名はいたずらに行政組織の目指すところを不明確にするとし、委員間では不評であった。市行政組織や行政改革を所管する部門としての基本認識を再確認する必要があるとの意見がございました。

次に、総務部・選挙管理委員会についてであります。

市民サービスを安定して続けていくため、財政の健全化に向けた三つの目標を持って取り組んでいくとの説明があり、一つは、起債は交付税に算入されるもの以外は発行しない、二つは、財政調整基金は崩さず、当年度の歳入で当年度歳出を賄い、三つは、経常経費を削減し、弾力性ある財政構造をつくっていく方針であり、平成22年度の経常収支比率95.5%を23年度の目標として94%以内にする。また、有利な合併特例債や過疎債といえども、どうしても必要な事業だから有利な借金を使うという大きな理念を持って予算に取り組んだと、こういうことでございます。

主な取り組みとして、総務課では①定員適正化・給与費適正化など人件費の削減、②勤務評定を実のあるものにして、職員の資質の向上とやる気を高める、③職員研修に力を入れるとの3点を挙げている。財政課においては、地方公会計制度への移行は2、3年を目途にしている。税務課では、委員の指摘に対し、滞納処分をし収納率の向上を目指すことを挙げ、委員からは職員研修についてより効果的なスキルアップ制度や手法の導入、滞納処理に有効な名寄せなど、より積極的な対応が求められました。

歳入に関しては、増額の主な要因としては、国の制度改正による子ども手当であり、また、地方特例交付金は41.4%と大きく伸びているが、これは住宅ローン控除分の減税や自動車取得税減税分等、22年度実績から増となっております。一方、減額については、市税の個人所得の減、固定資産税の償却資産の減額が大きな要因になっている。

歳出では、人件費において、病院会計を除く職員数が22年度に対し14名減の526名となり、また、昨年の人事院勧告の平均0.15%の給料表の引き下げを反映して、6,000万円程度の減額になっております。

また、23年度の実質公債費比率19.5%を、早期に健全指数である18%以内に持っていく努力をし、適正な住民サービスに努めるべきである。

その他、審査に際し情報機器の保守点検料の高どまりに対する対処のあり方、入札時の条件整備、入札制度に対する不信感や疑念解消に向けた取り組みに対し、各委員からの指摘があった。

また、菅山振興会との財産譲渡交渉の必要性や財政健全化のための繰上償還について、さらなる対応を求める意見がありました。

次に、市民生活部であります。

「まちづくり支援事業」、「しそ元気づけんき大作戦」、「小規模集落元気づけんき事業」等、いろいろなメニューがあるが一本化して、市民が理解し積極的に取り組めるようにすべきである。

まちなか振興モデル事業も、単に一宮市民局第二庁舎や商工会波賀支所の空スペースを改修すれば活性化するのか。他に優先すべき本質的な事業があるのではないか。しっかり考え、将来に繋がる企画立案をすべきであり、安易な助成事業にならないようにとの意見が多くあった。

定住促進事業の空き家バンクについても、より積極的な行動計画が打ち出されるべきであり、実効性ある事業の推進が求められた。

概して、市民生活部の組織目的を逸脱したかに見える総花的な事務事業が多く、市民生活を見据えた高齢化社会に対応する施策に特化することが重要である。

しらぎく苑と火葬場間のエレベーターの設置が必要との委員の指摘に対し、運営管理者であるJAハリマに要請するとの答弁があった。

税務全般を所管事務に組み込むことは、滞納額がいかにも多く、その処理への注力が必要であったとしても、木を見て森を見ぬ行為であるとの指摘があった。

また、個々の特性と地域での成り立ちの深い関係にある消防団対応は、現状認識の上に立った調整が必要であり、形式的に流れぬ必要があるとの意見がありました。

次に、健康福祉部でございます。

組織としては、6課2診療所を管轄しており、その多くが23年度、市役所北庁舎での業務となる。各部署で行っていた相談業務を北庁舎に集約し、相談行政の拠点とする変更があった。

子ども手当、児童手当については、国の方針が定まりきらず、また、大震災への措置へと財源が動く可能性もあるが、決定次第対応できるよう準備を進め、市民を混乱させることのない対応ができるとした。

23年度に策定が予定されている計画として、宍粟市老人福祉計画・第5期宍粟市介護保険事業計画、第3期宍粟市障害者福祉計画、宍粟市DV対策基本計画があるが、前期計画をよく検証し、少子高齢化を前提とした計画となるとのことであった。

民生費4億円増の主なものは、子ども手当及び子ども医療費助成である。

委員からは、教育部へ移管された保育所事業に関連する一連事務に対する不安視も聞かれたが、「住み分け」で対処できるとの回答であった。

また、効果的な少子化対策については、決め手となる施策はなく、111項目にわたる諸施策を着実に実行していくとの説明であった。

「夜間診療所」は北庁舎に移転、4月4日からの開設となった。

次に、産業部・農業委員会であります。

新規事業としては、国連が定めた「国際森林年」にあわせた林業再生の取り組みなど、イベント等を通じて市内外に情報発信する国際森林記念事業、林業労働者の育成等を行う林業労働者確保対策事業、宍粟材の利用促進事業の拡充、また、市外の高校・大学・各種学校等が実施する宿泊合宿に一定の補助を行う学生合宿促進事業、過疎地区に移動販売する移動販売車購入補助事業等が挙げられている。また、観光及び関連産業の振興を図るため、神姫バス山崎待合所に観光案内所の活用を図るとの説明であった。

農業、林業、観光、商業施策等の各既存事業も多数継続されており、委員からは松くい虫防除等事業は、基本的には人と自然が共存できる長期的な施策を検討すること等の意見があった。

観光については、昨年、観光立市を宣言したが（後刻訂正発言あり）、いまだに計画ができていない。計画は、大胆に若者や市外の人々の意見を多く取り入れてほしいとの意見があった。

産業立地促進事業には、周辺の環境保全をしっかりと考えることや補助金の交付後に撤退した場合の対応策を検討する。また、他市に進出した企業においては、県や市から補助金を受け取っているが、正規雇用者がなく派遣ばかりとの指摘もなされました。

観光産業は、広域という考え方や既存の資源の再発見や利用等の新たな視点と感性を付加する宍粟ならではの観光を目指すとのことであった。一方で、より大胆で新たな構想を練って、宍粟市の産業や商工業を創出する力強い企画、構想を行政自体がリードする必要があるとの意見が出されました。

次に、土木部であります。

21年8月の災害で、土木工事の復旧については、現在96%の進捗で、残りはやむを得ず繰越対応となります。

道路整備については、山間部の集落間を結ぶ道路、災害時に緊急車両が通行可能な道路等、総合的に市民生活の安全、利便性の確保を優先的に行っている。現在、

市道の整備率は51.2%で、年間1%の整備率アップを目指し、今年度26路線の道路整備予算を計上している。

かわまちづくり事業では、22年度に実施設計し、今年度より工事にかかる。今年度は桜並木の施工を予定しているが、国交省の河川改修事業の進捗状況により流動的になるとの説明であった。

市営住宅では、下比地団地の20戸が老朽化により建て替えになり、3カ年計画で今年度は、2棟14戸の実施設計を行う。委員からは市営住宅は同じタイプのを建築し、市として一つの規格をつくることにより、設計委託料を安くする方法を検討するようとの意見が出された。また、入居希望者も多いので、新規に建築して市営住宅を増やしていくことも必要ではないかと意見があったが、新規建築は国が認めておらず、マスタープランどおりに老朽化したものを順次建て替えを進めているということであった。

また、区画整理について、都市計画の網がかかっているのに、中心部の道路整備が進んでいない。もう少しほかの方法を考えるべきであるとの指摘があった。

水道部であります。

上下水道料金改定問題は、市を二分するほどの大きな問題となっており、市議会でも半年以上結論を出せないまま経過してきた。高い料金で推移してきた山崎町の過去の上下水道行政への反省も市民から求められており、単なる料金改定にとどまらない行政課題となっている。

このような中、特別委員会で最初に議員から出た、公債費における高い利息比率に関する質疑に職員が答えられないことに対する議員からの強い批判については、企業会計を有する水道部として、その企業努力を疑問視されても仕方なく反省が求められる。

これまで常態化してきた公債費は、すべて財政部局任せとする意識を改革し、一つの企業体として努力を自らに課せない限り、大幅な料金改定を市民に強いるわけにはいかないことを指摘したい。まだ当局の言い方や姿勢にあいまいな部分の多い、平成25年度の上水・簡水の統合については、資産評価業務委託料などが計上されているが、料金改定も含めたしっかりとした計画を早急に市民に示す必要がある。

そうめん業者の汚泥処理問題は、製造業者個々の問題を越えた「揖保の糸」製造組合の企業のあり方にかかわるものであり、本市の基幹産業としての位置づけとあわせ、大所高所からの解決が望まれる。また、各町ごとに処理方法が相違することもあり、全市的な解決には、まだ丁寧な説明と合意形成が必要である。

その他、揖保川の河川改修における上水道の新しい水源の問題、増え続ける料金滞納問題と平成23年度に課せられた課題は大きい。

次に、会計課であります。

ペイオフに議論があったが、もしもの場合、その金融機関に対する借金（起債）と相殺になるよう運用しており、問題はないとの説明でありました。

議会事務局、監査事務局、公平委員会事務局。

議会共済年金の廃止や政務調査費に関する説明がありました。

次に、教育委員会であります。

教育委員会の主な取り組みとして、学校規模適正化があり、平成23年度は千種南小と千種東小が統合し、24年4月には千種北小が加わり、千種小学校となることが決定している。また、波賀中学校区においては、これまで3回懇談会を開催し、他の中学校区においても、懇談会の設置や目標時期に向けた取り組みを進めていくことになるとの説明があった。

山崎小学校の校舎耐震化改築工事に入り、一宮南中学校、河東小学校（南棟）、河東小屋内運動場が23年度中に完成することによって耐震化率は92.9%になる。

また、市内全小中学校区で「確かな学力」状況調査を実施し、その結果をもとに義務教育9年間を見通し、小中学校が連携し、知識や技能などをバランスよく伸ばすとともに、主体的に学習する取り組みを学校・家庭・地域が一体となって取り組もうとしている。読書と学力の関係を明らかにするため、新たな事業として読書活動推進補助事業として、全小中学校に読書ボランティアを設置し、支援していこうとしている。子ども議会については、小中学生に将来のまちづくりの関心を高め、明日の宍粟を担う人づくりの場としての開催であるが、委員からは是非全市単位で議場を使ってやるべきであるとの意見が出された。

幼保一元化の推進計画では、就学前後の連続した「子ども集団」の確保を図る必要があることから、相互の調整による「優先度」を設定し、説明会等を開催しながら関係者の理解を求めている。平成24年4月に市内のトップを切って千種管内における幼保一元化施設開園に向けて、予算1億887万1,000円で教育・保育環境整備を行おうとしているが、委員からは「当局は行政懇談会や地元説明会などで説明したと言われるが、波賀、千種については理解が深まっているとはいえない。理解度を数値化するなり、まだまだ地元の理解を深めるための説明会が不足している。特に、公から民間委託に移行することに不安を持つとの保護者の言葉が寄せられている」、「建設予定地に対する請願も出ており、再検討する余地がある」など

の意見があった。先進事例等を丁寧に説明し、合意形成を図る必要があり、計上されている予算については、既存の民間施設を活用し、来年4月の開園を目指すという説明であったが、関係者、自治会長等全く合意形成はなされておらず、特に「民間委託」は十分な検討が必要であり、立地を含め一元化は拙速以外の何ものでもないとの意見も出された。

千種町の幼児から小学生の保育や教育に関する確たる教育のあり方についての教育行政の目標設定が示され、教育・保育関係者の合意なくしてこの予算の執行はあり得ないことを強く指摘する。

市立図書館や歴史資料館の整備、宍粟ゆかりの美術展、生沢朗特別展などを行う計画もされ、スポニックパーク一宮のプールは設置後20年を経過し、温水設備機器の入替工事を行うが、委員からは「指定管理になってから利用状況の改善はなされたか」などの意見があった。微増ではあるが増加傾向にあり、23年度は6万9,000人の利用を目標にしている。

学校給食センターでは、引き続き説明会を開催する中、効率化を図る計画予算である。給食費の未収は170万円程度、これは21年度末であります、となっている。

図書館については、新たな読書活動事業に注力する観点から、図書購入費が前年同期比同額の水準に対する批判や施設の有効利用の観点から、長期にわたり貸出実績のない図書の整理促進が求められた。

次に、消防本部であります。

現在、26名の救急救命士の常時2名乗車体制の確立は、安全で安心な宍粟市行政にとって不可欠であり、その達成に務められたい。

東北地方における大震災の直後であるが、自主防災組織の強化は喫緊の課題であり、各種防災訓練の呼びかけや指導を徹底されたい。また、既に第4次まで派遣している緊急援助隊は、長期にわたる派遣になると思われるので、体調に万全を期し活躍されたい。また、その派遣職員による当本部の人員不足を職員一丸となってカバーしていただきたい。

西播磨地区4市3町で検討されることとなった消防組織の広域化については、デメリットも懸念され、広い宍粟市の隅々まで網羅する消防・防災態勢の低下を招かないようしっかりと議論されたい。

また、宍粟市民の安全を保障するための各種機器の整備・研究についても、不断の努力を要請したい。

総合病院であります。

昨年、就任された山崎院長を中心に第3次中期経営計画（平成23年度～25年度）を策定し、今年1月より新しい病院理念「地域の皆様から信頼され親しまれる病院づくり」に従い、良質な医療の提供等に取り組んでいる。この予算特別委員会へ病院長の出席もその積極的なあらわれであると判断された。

また、昨年受けられなかった基幹型臨床研修病院の認定については、今年5月必ず指定を受けるという不退転の覚悟で早急に取り組み、地域医療の確保、医師の養成に努められたい。

地域医療を守るためには、医療機器の更新は不可欠であるが、第2期増改築工事完了から10年を経過し老朽化が懸念される中で、計画的な更新に取り組まれない。

毎回指摘せざるを得ない医師不足の解消については、神戸大学附属病院、兵庫医科大学、新日鐵広畑病院等々の連携を常に保とうとする努力の跡はうかがえるが、さらなる取り組みを強化されたい。

平成23年度、新たな取り組みである医師や看護師等に対する修学資金貸付事業については、人材確保の意味から大いに期待をするところである。

また、かかりつけ医の拡充・浸透を図り、総合病院の経営効率化に努力されたい。さらに、医師、看護師等職員間のコミュニケーションを密にし、患者に親切な対応を求める意見があった。

最後に、結びに、予算は審査を終わりました。

予算特別委員会の審査の過程において出された数々の提言を真摯に受けとめていただきまして、魂を入れた執行で住民福祉に寄与していただきたい。また、審査に加わりました私どもといたしましても、その後の予算の執行がスムーズにかつ合理的になされること、これを注意して留意して見守っていききたいとこのように思います。

以上をもって、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（岡田初雄君） 御苦労さまでした。

予算特別委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は分割して行います。

まず、第106号議案について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、第107号議案から第111号議案までの5議案について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、第112号議案から第117号議案までの6議案について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論に入りますが、討論・採決は分割して行います。

まず、第106号議案について討論を行います。

通告に基づき討論を許可します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

日本共産党議員団を代表して、第106号議案、2011年度宍粟市一般会計予算に対する反対討論を行います。

以下、主な問題点を指摘して、反対討論といたします。

まず、国勢調査において、5年前より2,300人も減少し、5年後の国勢調査では現状のままでは4万人を切るのは確実であります。それに伴い、地方交付税も減額になります。人口を増やすためには、相生市が思い切った施策を予算化したように、現在住んでいる宍粟市民が住みやすいまちだと実感できる施策を充実するとともに、市外から住んでみたいと思える魅力あるまちづくりにこそ、積極的に取り組むべきであります。

また、消防団の再編で分団数を減らす計画になっておりますが、団員をいかに確保するかが大切であり、分団の減少は団員同士の意思疎通や地域の実態もわかりにくくなり、災害対応が十分にできなくなる可能性があります。

3点目には、消防自動車やポンプ購入費の補助率の統一が図られましたが、その結果、波賀町では100%補助であったものがなくなり、地元負担が大きく増えることとなります。地震対策等大規模災害を想定して手厚い補助をして、災害時に備えるべきであると考えます。

4点目には、人権相談室は廃止して総合的な相談窓口こそ設置すべきであります。

5点目には、外出支援サービスについてであります。利用者からの要望の強い市外への病院への通院も認めるべきではないでしょうか。

6点目には、庄能上牧谷バイパスの両側3.5メートルの歩道の幅員は見直し、事業を縮減すべきであります。また、14メートルの幅員の根拠とされている都市計画とともに、区画整備事業も見直すべきであります。

7点目には、神河中学校の跡地利用については、地元住民の意見の尊重は大切であります。しかし、従来の利用者にも十分意見を聞いて、計画を見直すべきではないでしょうか。

8点目には、千種の認定こども園が、予算化されておりますが、地域住民、保護者は納得している段階ではなく、予算措置すべきではありません。

9点目には、広い宍粟市で、学校給食センターは旧町ごとにあってこそ、季節に応じた地元食材を使った給食が提供できるのであります。また、食中毒や災害時のことも想定し、機能を分散し、危機回避に努めることも教育委員会の責任ではないでしょうか。食数のみでの波賀学校給食センターの廃止はすべきではないと考えます。

10点目には、地域交通についてであります。神姫バスが波賀～千種間を試験運行されることは、千種高校への通学者にとっても大変喜ばしいことでもあります。しかし、その運賃は往復で約1,000円もかかるものになっております。これでは、高齢者等がエイガイヤの温泉に行ったり、また、医療機関にかかるためには負担が大き過ぎると思います。やはり、乗車距離に関係のない定額運賃制にしなければ、利用は伸びないことを心配するものであります。ほかの交通機関についても定額運賃にすべきであると思います。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） 第106号議案、平成23年度一般会計予算案に対して、賛成討論を行います。

23年度も経済情勢は、依然として回復の兆しが見い出せない中で、当市の財政状況を深く理解し、かつ市民へのサービスを低下させないよう配慮され、安全安心のまちづくり、そして、財政健全化に向けて組まれた予算であります。

それは、先ほどの委員長の報告にもありましたが、必要な事業には起債を発行するが、交付税算入されるもの以外は発行しない。また、財政調整基金は取り崩さないで当年度の歳入で歳出を賄う。さらに、経常経費を削減すること等を念頭に置いて組まれており、私は妥当だと考えます。

したがって、23年度一般会計予算に賛成いたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

続いて、第106号議案の採決を行います。

第106号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第106号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

続いて、第107号議案について討論を行います。

通告に基づき討論を許可します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第107号議案、2011年度宍粟市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

新年度予算では、昨年、補正予算で計上されたルール分以外の一般会計繰入金も1円も計上されておられません。昨年度、7,000万円の繰り入れが行われましたが、それでも国民健康保険税は加入者の生活を大きく圧迫しております。国民健康保険税が高くなった大もとの原因は、国が補助金を大幅に減らしたことにありますが、多くの自治体は、国民健康保険加入者の国民健康保険税を軽減するためにルール分以外の繰り入れをして、国民健康保険税を少しでも安くする努力をしております。国民健康保険税は高齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費は高くつきます。今

こそ、一般会計からの繰入金を大幅に増やして負担感のない国民健康保険税額にするべきであります。

また、国民健康保険の資格証明書や短期保険証の発行は、国民健康保険加入者から医療を取り上げるものであることを認識し、直ちに中止すべきであります。

以上を指摘して、反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 続いて、原案に賛成者の発言を許します。

16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） 藤原です。

私は、第107号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたしたいと思っております。

御案内のとおり、国民健康保険制度は、いわゆるかかった医療費を国、県、そして市、そしてまた被保険者が負担するものでありますが、低所得者に対しましては、保険税の軽減措置もあります。しかも、この軽減額についても国、県あるいは市で負担しているのは御案内のとおりでございます。

市民税などの一般税では応能割のみの課税ということで、どうしても国保税は応益割がありまして、扶養家族といえますか、被保険者が多い場合にはどうしても税が増える。負担が多くなっているのも事実であります。医療費のリスクをいわゆる加入者、被保険者で負担し合うという保険制度や目的税の趣旨からも一定の負担はいたし方がない部分があると私は思います。

当然、一般会計からの繰り入れにも限界があると申し上げ、賛成討論といたします。議員各位の御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

続いて、第107号議案の採決を行います。

第107号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第107号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

よって、先ほどの第106号議案と第107号議案は、原案のとおり可決されま

した。

続いて、第108号議案の討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第108号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第108号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第108号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第109号議案の討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第109号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第109号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第109号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第110号議案の討論を行います。

通告に基づき討論を許可します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番(山下由美君) 日本共産党宍粟議員団を代表して、第110号議案、20

1 1 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

この制度発足以来、毎回、指摘していることですが、後期高齢者医療制度は、年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度であり、少なくとも直ちに老人保険事業医療制度に戻すよう国に求めるべきであります。

以上指摘して、反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 番、大倉澄子議員。

○9 番（大倉澄子君） 第 1 1 0 号、後期高齢者医療事業特別会計、歳入歳出予算総額それぞれ 4 億 5, 7 7 7 万 5, 0 0 0 円と定められた平成 2 3 年度予算に対する賛成討論を行います。

平成 1 8 年、厚生労働省から出されましたこの制度につきましては、広域連合加盟の市町の役割として、被保険者への被保険者書引き渡し、被保険者からの各種届出や申請などの受付、保険料の徴収を行っております。

また、平成 2 0 年 4 月 1 日から始まったこの事業の一般管理費、一般事務経費予算減額は前述のとおりであります。この会計で、平成 2 3 年度宍粟市対象被保険者人数は約 6, 7 0 0 人となっております。なお、2 1 年度一人当たり老人医療費状況は約 7 3 万 3, 2 0 0 円、保険料総額約 3 億 3, 5 2 9 万円、一人平均約 5 万円でありました。

財源構成は、国縣市町約 5 割、現役世代からの支援金約 4 割、後期高齢者保険料約 1 割で、被保険者が医療機関での窓口での一部負担金は 1 割または 3 割と定められており、7 5 歳以上の人を対象となっていることは御案内のとおりであります。

今後とも増大し続けるであろうと予想される高齢者医療費の財政運営の安定化を図るために、高齢者世代、現役世代の医療負担の明確化、公平性を旨とした長寿医療制度である。賛成するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いし、賛成討論といたします。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

続いて、第 1 1 0 号議案の採決を行います。

第 1 1 0 号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第110号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第110号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第111号議案の討論を行います。

通告に基づき討論を許可します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 日本共産党宍粟市議員団を代表して、第111号議案、2011年度宍粟市介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

介護保険は、制度ができて以来、保険料の負担が重くなるとともに、1割の利用料負担が大きく、介護認定に応じたサービスが受けられないことを繰り返し指摘してまいりました。

特別養護老人ホームの増設に取り組むなど、速やかに「保険あって介護なし」の状況を解消すべきであります。

以上を指摘して、反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） 議案第111号につきまして、私は賛成の立場から討論をさせていただきますと思います。

御案内のとおり、65歳以上のいわゆる1号被保険者が、原則として保険給付費の約20%、そして、2号被保険者が30%を負担するというもので、当然、この保険料に対しましても、所得による軽減措置もあるわけでございます。私は、世代間の公平面からもある程度の負担はいたし方ないと思います。

また、この予算では基金繰り入れも1億円余り予定されております。23年度末では、基金残は約2億円と見込んでいますが、高齢化の進行による給付費の増を考えると、次の改正時、平成24年度には大幅な保険料アップが予想されると。そのためにやはり、基金等積み立てをして将来に備えることも必要であると、このように申し上げまして賛成討論といたします。御賛同よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

続いて、第111号議案の採決を行います。

第111号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第111号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数であります。

第111号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第112号議案の討論を行います。

通告に基づき討論を許可します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番(山下由美君) 日本共産党宍粟市議員団を代表して、第112号議案、2011年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

簡易水道の北部3町の統一案については、条例改正案の反対討論で述べておりますので繰り返しません。予算には10月からの水道料金の増収分が見込んであり、反対いたします。

○議長(岡田初雄君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、秋田裕三議員。

○4番(秋田裕三君) 第112号議案、平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算につきまして賛成をいたします。

ただいま、反対の意見がありましたけれども、簡易水道の事業経営につきましては、水道部の経営姿勢について幾らかの改善指摘もありました。しかしながら、市民生活の日常において、簡易水道の必要性は高く、事業は不可欠であります。接続率の向上に努め、事業を強く推進すべき、よって賛成。

同僚議員の賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長(岡田初雄君) ほかに討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) これで討論を終わります。

続いて、第112号議案の採決を行います。

第112号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 1 1 2 号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第 1 1 2 号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第 1 1 3 号議案の討論を行います。

通告に基づき討論を許可します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 3 番、山下由美議員。

○1 3 番（山下由美君） 日本共産党宍粟市議員団を代表して、第 1 1 3 号議案、2 0 1 1 年度宍粟市下水道事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

下水道の市内の人頭割の統一案については、条例改正案の反対討論で述べておりますので繰り返しません。予算には 1 0 月からの使用料の増収分が見込んであり、反対いたします。

また、揖保川流域下水道の従量制の料金体系とも大きな不平等があることが明らかになっており、抜本的な見直しが必要です。

以上、指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 0 番、實友 勉議員。

○1 0 番（實友 勉君） 私は、第 1 1 3 号議案、平成 2 3 年度宍粟市下水道事業特別会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

当予算は、公共水域の水質保全や快適な市民生活を構築するため、流域下水道事業、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道の 3 事業を運営するものであり、市民にとってはなくてはならない事業でございます。整備率もほぼ 1 0 0 % であり、今回の提案は施設の維持管理費や上部団体への負担金、新規加入による枝線工事等を行うものでございまして、必要不可欠な予算となっております。賛成といたします。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

続いて、第 1 1 3 号議案の採決を行います。

第 1 1 3 号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第113号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数であります。

第113号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第114号議案の討論を行います。

通告に基づき討論を許可します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番(山下由美君) 日本共産党宍粟市議員団を代表して、第114号議案、2011年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

理由は、下水道会計と同様に10月からの使用料の値上げが前提とされており、反対いたします。

○議長(岡田初雄君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、秋田裕三議員。

○4番(秋田裕三君) 114号議案、平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算。

農業集落排水事業の経営につきましては、宍粟市の農業環境の品質レベル向上に寄与するところ、誠に肝要なものがあります。水質が宍粟市の農産物のイメージアップ、このことが大きなポイントであります。農業の水質保全に欠かせない農業集落排水事業の維持発展のために事業を強く推進すべきであります。

よって、賛成いたします。

また、そうめん業のでん粉質汚泥の処理は、企業体の自主改善研究が必要と推察いたしております。

同僚議員の賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長(岡田初雄君) ほかに討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) これで討論を終わります。

続いて、第114号議案の採決を行います。

第114号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第114号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数であります。

第114号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第115号議案の討論を行います。

通告に基づき討論を許可します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番(山下由美君) 日本共産党宍粟市議員団を代表して、第115号議案、2011年度宍粟市水道事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

予算では、3,200万円の水源調査業務委託料が計上されておりますが、その財源は一般財源であります。これが、簡易水道であれば補助制度があります。もともと補助制度の全くない上水道と簡易水道を一緒にしようとすることに無理があります。

また、山崎上水道の料金の高い原因は、当初の水需要の見込みを間違っていたことが大きな原因であり、行政の責任において大幅な引き下げを行うべきであります。

以上指摘して、反対討論といたします。

○議長(岡田初雄君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、實友 勉議員。

○10番(實友 勉君) 第115号議案、平成23年度宍粟市水道事業特別会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

当予算は、市民に水質基準に適合した安心安全な水を供給するため、施設の維持管理費や老朽化が進む上寺浄水場の浄水施設や排水施設を年次的に新設、更新、改良を行い、また、老朽した配水管の改良工事及び水源の確保の水源候補地の調査等であり、市民生活には必要不可欠なものと判断をいたしまして、賛成といたします。

○議長(岡田初雄君) ほかに討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) これで討論を終わります。

続いて、第115号議案の採決を行います。

第115号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第115号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数であります。

第115号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第116号議案の討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第116号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第116号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第116号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第117号議案の討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第117号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第117号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第117号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 5 分まで休憩いたします。

午前 10 時 49 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど、岩路予算特別委員長より報告の訂正がありましたので報告をいたします。

産業部の報告の中で、「観光立市宣言したが」と報告いたしましたが、「観光立市を目指したが」に訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

それでは、日程に入ります。

日程第3 第119号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第3、第119号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、3月14日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） それでは、報告させていただきます。

日程第3、第119号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例について、3月14日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託がありましたので、3月14日に第26回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第119号議案については、自治基本条例の制定に伴い、基本原則である市民主体、情報の共有、市民参画、市民協働を具現化するため、また、北庁舎での業務開始に伴い、保健と福祉部門の一体的な推進を図るとともに、北庁舎を総合相談行政の拠点と位置づけ、ワンストップサポート体制を整える。さらに、循環型社会づくりへの対応や地域資源を生かした雇用の創出と観光戦略を推進するための組織の構築及び経営的視点に立った行政運営への転換と滞納対策の強化と効果、効率的な組織運営による迅速な市民対応

を図るため、課の再編成や係りの統合によるグループ化の試験導入などにより、意思決定のスピード化と組織のスリム化、クラフト化により、職員の削減に対応できる組織編成を進めるなどとして、宍粟市組織条例の一部を改正するものであり、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第119号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第119号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 発議第2号

○議長（岡田初雄君） 日程第4、発議第2号、宍粟市議会基本条例の制定についてを議題とします。

これより上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

議会基本条例調査特別委員会委員長、6番、岡崎久和議員。

○議会基本条例調査特別委員会委員長（岡崎久和君） それでは、発議第2号、宍粟市議会基本条例の制定について、提案理由とあわせて提案に至るまでの経緯を説明いたします。

まず、提案に至るまでの経緯を申し上げます。

平成21年8月に、議会運営委員会で「議会基本条例の制定に向けて」検討に入り、11月に伊賀市議会へ、22年1月に養父市議会へのフォーラム行政視察を行いました。そして、昨年6月に、議会基本条例調査特別委員会が設置されました。以来、調査委員会では、他の自治体議会の議会基本条例の先進事例に加え、宍粟市らしさを求めた実効性のある条例とすることを委員全員で確認し、検討を進めてまいりました。

実際の検討方法としましては、現在の当市議会の現状と課題、それらを踏まえ、どんなことを規定していくのか、委員同士本音で議論することがこの条例の土台になると考え、委員を3班に分け、それぞれの分野で内容を議論し、意見をまとめ、その後、11人の全体会で合意形成を図っていく手法を取りました。

調査委員会発足後、約10カ月で調査委員会を16回、班別会議を延べ24回開催して検討を行う一方、先に議会基本条例を制定している議会改革度調査の全国第1位に選ばれた京丹後市議会の視察結果も参考にしながら、たたき台を作成し、計4回の議員協議会での説明会や、当局との自治基本条例に対するすり合わせや、市長との協議も行う中、いただいた意見を反映しながら、素案をまとめたところであり、

そして、この素案をもって、市内8会場で全議員による議会報告会を開催し、寄せられた市民の皆さんの意見を踏まえて、調査委員会並びに各常任委員会で検討を重ねました。また、この議会報告会と同時に、パブリックコメントを11月15日から1カ月間実施し、寄せられた68件の市民意見を精査、反映しながら市民参画の新たな提案も受けて、これに加え、各党派代表者会議の合意を得ながら成案とし、本提案となったものであります。

特に、議会報告会については、多くの参加者から99項目について意見等をいただいたことや、参加者の皆様にパブリックコメントを呼びかけたことなどにより、予想以上の多くの市民意見をいただくことができたことは、市民の議会に対する関心の深さと責任の重大さを改めて認識することができ、大きな第一歩を踏み出せたと思っております。

次に、提案いたしました条例の内容について、主な概要を申し上げます。

本条例案は、前文と本文21条の構成となっています。前文では、本条例制定の背景と趣旨、そして市民の信託に全力でこたえていこうという議会の決意をうたい、地方公共団体の意思決定機関としての議会の役割を明らかにし、議会改革を進めて

行くことを明示しています。

第1条の目的は、本条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにしています。第2条で、議会の責務を、第3条では、議会の活動原則を、第4条では、議員の活動原則を、第5条会派では、会派の定義や役割を定め、第6条では、市民と議会との関係において、市民からの請願、陳情等を政策提案と位置づけることや議会報告会を年1回以上開催することなどを規定しております。第7条では、議会広報として、より開かれた議会を目指すため、積極的な情報提供や市民との情報の共有を進めていくことを定め、第8条では、議会と行政との関係において、常に緊張ある関係を保持すること、第9条では、市長による政策等の形成過程の説明要求で、議会審議を深めるため、市長等に必要な情報の開示を求めること、第10条では、予算及び決算における政策説明資料の作成を求めること、第11条では、市政運営の基礎となる基本構想に基づく基本計画を新たに議会の議決する事件とすることを定め、第12条では、議員相互の自由討議による合意形成を定めております。第13条では、委員会への参考人制度や公聴会制度を十分活用して開かれた議会を目指すこと、第14条では、政務調査費を新たに位置づけ、議員による政策立案または施策提案を確実にを行うことや政務調査費の使用や使途の透明性確保を定めています。第15条では、議員研修の充実強化、第16条では、議会事務局の体制整備、第17条では、議会図書室の充実など、議員政策立案能力を高めることやそれを支える事務局の体制整備、そして、市民への資料の提供を定めています。第18条では、議員の政治倫理で、議員としての倫理観と姿勢について定めています。第19条では、議員定数及び議員報酬を別条例で定めることや市民の意見を聴取するための参考人制度や公聴会制度を定めています。第20条では、最高規範制で、本条例が宍粟市議会における最高規範であることを明らかにしています。第21条では、見直し手続等で、条例の定期的な検証及び随時の見直しについて定めています。

なお、この条例の施行日は平成23年4月1日から施行するものであります。

最後に申し上げます。

御承知のとおり、これまでの地方議会は、地方自治法第120条の規定による会議規則に基づく運営でありました。しかし、地方分権改革による自治体の権限の拡大、市町村合併による自治体の範囲の拡大、そして本定例会で議決されました住民自治の推進に向けた自治基本条例の制定などの背景から、これまでの規定の議会運営にとどまらず、積極的に持続的な改革を断行しながら、市民の信託にこたえてい

くことが求められています。そして、二元代表制の一翼を担う議会として、時代の変遷に沿うその役割、果たすべき使命など、求められていることは何かを議員一人一人が常に考え、議会として合意形成を図りながら、不断の議会改革を行うことが重要であります。

これらのことをまとめ、明文化したものがここに提案した議会基本条例であります。この条例案は、議会基本条例調査特別委員会が全くのゼロから誠意を持って真剣に検討し、全議員の総意と市民の期待にこたえた結晶であります。新しい条例に魂を入れ、生きたものにするためには、全議員のさらなる御理解と御協力が不可欠であります。これからの議会がこの新しい条例のもと、市民により開かれた議会、信頼される議会、そして市民の信託に的確にこたえる議会へと進化させていくことを確認し合い、ここに議会基本条例の制定について、全議員の皆さんからの御替同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 岡崎久和議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第2号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決いたします。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第3号

○議長(岡田初雄君) 日程第5、発議第3号、宍粟市政務調査費の交付に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、12番、木藤幹雄議員。

○議会運営委員長(木藤幹雄君) 発議第3号、宍粟市議会政務調査費の交付に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づきまして、宍粟市議会議員の調査研究に資する必要な経費の一部として、議会における会派及び会派に属さない議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

この条例案につきましては、先ほど議決されました「宍粟市議会基本条例」の第14条にも規定されておりますとおり、議員による政策立案または提案等が確実に実行されるように交付するものでございまして、議会基本条例と並行して、宍粟市議会基本条例調査特別委員会の中で検討、協議され、議会運営委員会で最終調整を行ったところでございます。

この政務調査費は、会派を対象として、各会派の所属議員の数に応じて、議員一人当たり月額1万5,000円を4月に一括して交付するものであります。会派に属さない議員についても、同様の金額を個人に対し交付いたします。当然のことながら、残余金は返還すると規定しております。

また、収支報告書の提出と関係書類の保管、閲覧に関する条文の規定もあり、その透明性の確保に努めております。

なお、この条例につきましては、本年4月1日より施行することとしております。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長(岡田初雄君) 木藤幹雄議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

発議第3号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第3号を採決いたします。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第4号

○議長(岡田初雄君) 日程第6、発議第4号、宍粟市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この際、議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、12番、木藤幹雄議員。

○議会運営委員長(木藤幹雄君) 発議第4号、宍粟市議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をいたします。

宍粟市組織条例の一部改正に伴い、一部の常任委員会の所管事項について、規定を整理するためであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とい

たします。

○議長（岡田初雄君） 木藤幹雄議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第4号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第4号を採決いたします。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第4号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 請願第4号

○議長（岡田初雄君） 日程第7、請願第4号、幼保一元化に伴う「こども園」の建

設予定地に関する請願を議題といたします。

当議案は、去る3月10日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） それでは、報告いたします。

日程第7、請願第4号、幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する請願について、3月10日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託がありましたので、3月14日に第26回、23日に第27回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員や紹介議員の出席を求め、さらに現地踏査を行い、慎重に審査を行いました結果、請願第4号については、表題が幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する請願となっておりますが、請願内容が、現在、千種町で取り組んでいる「こども園」構想計画の推進に反対することや、今、行政が示している立地場所を見直し、新たな場所に建設を求めることなど、数項目に分かれるなど、複雑な請願となっており、審査の過程で取り扱いに苦慮いたしましたが、247名が署名された請願であることなどを重く受けとめ、請願の表題となっている建設予定地に関する部分についてのみ採択し、いまま少し、保護者や地域住民の皆様方と協議を重ね、慎重に推進するよう、議長より市長及び教育委員長等に別紙の意見書案を提出することとして、賛成多数で請願の一部を採択すべきものと決しましたので報告いたします。

お手元に配付しております意見書の案を朗読させていただきます。

幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する意見書案

子ども集団の適正規模化と多様化する保育ニーズに対応するため、幼保一元化を推進し、子どもにとってよりよい教育、保育環境を整備するとして、現在、市内の保護者や地域住民に説明会などを行い、理解を求められているところであるが、このたび、千種町黒土144番地3の永井孝明氏、ほか246名から千種町で取り組まれている幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する請願が提出されました。

これによりますと、現在、千種町で取り組んでいる「こども園」構想計画推進に反対することや、今、行政が示されている立地場所を見直し、新たな場所に建設を求めることなどとなっており、所管の総務文教常任委員会で審査した結果、議会と

して、現在行政が示している立地場所については247名が署名された請願であることを重く受けとめ、いま少し、保護者や地域住民の皆様と協議を重ね、慎重に推進する必要があると結論づけ、次の事項について地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

記

1. 現在、千種町で取り組まれている幼保一元化に伴う「こども園」の予定地について、いま一度、保護者や地域住民と十分協議を行い推進されたい。

ということで、市長及び教育委員長等に議長名で提出させていただくということで、一部採択をさせていただきました。

以上でございます。何とぞ、御理解を賜りまして、賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

通告に基づき討論を許可します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。日本共産党議員団を代表して、請願第4号、幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する請願書に対する委員長報告に対する反対討論を行います。

委員長報告では、「こども園」の位置に関してのみ一部採択という報告でありましたが、この請願書は紹介議員の岩薮議員からもあったように、まず1点目として、政府の「こども園」の法制化が遅れており、来年4月実施が早過ぎるということ。

2点目には、保育と教育を一つにまとめるに当たり、行政の関与の仕方や民営化ありきに問題があること。

3点目として、少子化のもとでの0歳児から就学前までの一貫教育に反対の立場ではないこと。

4点目には、立地場所は学校用地の有効利用を図り、新たな用地購入等による大

きな財政負担は問題があることなどが指摘されており、この請願は、単に「こども園」の場所を問題にしているだけではありません。

「こども園」には、一般質問でも指摘したように、保育に欠ける子どもの措置制度がなくなること、「こども園」に直接保育料を支払うようになること、また、滞納した場合には、退所を求められ、市はその子どもが保育に欠ける場合は、保育所に措置しなければならないことなど、多くの問題点が指摘されています。

また、「こども園」には、保育所型、幼稚園型、幼保連携型など、さまざまな形があり、幼保連携型であれば今の施設をそのまま使用することも可能であります。さらに、現在わかっている国の制度の中では、幼稚園と保育所を残すことも可能であります。

以上のように、「こども園」については、さまざまな角度からの調査、研究が必要であり、本請願は閉会中の継続審査とすべきであると判断するものであります。

なお、委員長から最後に説明があった意見書については、賛同をするものであることを申し添えておきます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する意見書に賛成の討論を行います。

請願の趣旨は、表題が主なものと考え、担当委員会は関連施設を視察しました。請願に247名の署名が添付されており、このことを重く受けとめるとともに、23年度予算に関連予算が計上されていることから、執行に当たっては、よく地元関係者の理解を得られることを求めて、賛成といたします。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

請願第4号について採決を行います。

請願第4号を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は一部採択であります。

お諮りします。

請願第4号を一部採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

請願第4号は、一部採択されました。

日程第8 所管事務等調査

○議長（岡田初雄君） 日程第8、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに決して、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、木藤幹雄議員から、発議第5号、切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書について、産業建設常任委員会、山根 昇委員長から、発議第6号、TPPの参加に関する意見書の提出について、総務文教常任委員会、大上正司委員長より、発議第7号、幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する意見書の提出についてが、それぞれ提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第5号を追加日程第1とし、発議第6号を追加日程第2とし、発議第7号を追加日程第3として議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第5号

○議長（岡田初雄君） 追加日程第1、発議第5号、切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、提出議員より提案理由の説明を求めます。

12番、木藤幹雄議員。

- 12番（木藤幹雄君） 発議第5号、切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書案について、提案理由の説明をいたします。

中小企業を取り巻く環境は、消費の低迷やデフレに伴う低価格競争が続いており、中小企業は製造業を中心に厳しい状況にあります。

政府は、このような中、「緊急保証制度」の打ち切りを決定しましたが、引き続き「中小企業支援」及び「金融支援策」を早急に決定し、実施するよう強く求めるものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

- 議長（岡田初雄君） 木藤幹雄議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第5号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第5号について採決いたします。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

発議第5号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

追加日程第2 発議第6号

○議長(岡田初雄君) 追加日程第2、発議第6号、TPPの参加に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この際、提出議員より提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長(山根 昇) それでは、発議第6号、TPPの参加に関する意見書の提出について、説明をさせていただきたいと思います。

提出者は、産業建設常任委員会委員長の私、山根 昇でございます。

TPPの参加に関する意見書の提出について、上記のことについて地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由。

政府は、TPP(環太平洋経済連携協定)交渉参加を進めているが、TPPは原則としてすべての物品について関税を撤廃する自由貿易協定であることから、我が国の農林水産業への影響ははかり知れず、とりわけ農業は壊滅的な打撃を受けることが懸念されている。

TPP参加の大前提であるとされる農業強化が進まない現段階では、TPPに参加すべきでないため、国関係機関に意見書を提出する。

以上であります。

なお、案文は別紙に添付いたしておりますので、見ていただきたいというように思います。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第6号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第6号について採決いたします。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第6号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

追加日程第3 発議第7号

○議長（岡田初雄君） 追加日程第3、発議第7号、幼保一元化に伴う「こども園」の建設予定地に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本件については、あらかじめ御協議願ったことでもありますので、提案説明、質疑を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第7号については、議事の順序を変更して、直ちに採決をしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第7号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程は終わりました。

今期定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしましたので閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、第40回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして、大変御苦勞さまでございました。

第40回宍粟市議会平成23年3月定例会閉会に当たりまして、一言御あいさつを申し上げます。

まず初めに、東北地方太平洋沖地震とその津波により被災された方々に深甚なる哀悼とお見舞いを申し上げます。大げさでなく、その後の原発の事故も含め、日本全体が大変な危機に陥っていることを直視し、今こそ、日本人としてのアイデンティティを發揮すべきときが来ていることを確認したいと思います。

さて、雪が舞う宍粟市北の山里、今もって冬将軍は宍粟の大地に未練があるようではございます。それでも、雪解けの田畑には新しい命が芽生えています。日一日と緑が濃くなっていくように見えます。この時期、里山からミヤマホウジロが新しい命に力をもらうように、その芽をついばみにやって来ます。山里の春はとてものにぎやかで、自然の中に生きていることを肌で感じます。

群れ遊ぶこのかわいい春の使者を目を細めながら見ていますと、実に確かなルールがあるように見えます。一定の約束事の中で、その役割があるようであります。やがて、この小さな春の使者が、ふるさとの山里に帰りますと、入れかわるように入々が忙しく田畑を行き交います。いつもと同じ宍粟市の春であります。私どももまた、決められた約束事の中で、与えられました役割に精進したいものであります。

本定例会は、3月1日に開会され、本日25日まで25日間の長きにわたっての会期でございました。この間、宍粟市自治基本条例をはじめ条例の制定、改廃が24件、平成22度補正予算、さらに平成23年度予算と、いずれも重要な案件が審議されましたが、継続審査となった上下水道料金改定の2議案以外は、適切な判断をいただき可決に至りました。とりわけ、平成23年度予算特別委員会の皆様には、連日その審査に御精励いただき、誠にありがとうございました。あわせて、当局の皆様にもその説明に御精励いただき、誠にありがとうございました。

返りますと、3定例会を経て継続となった2議案については市民の関心も増すばかりで、議会の責務も大きく、できるだけ早い決断が迫られていることは間違いありません。

また、大切な新年度予算の審議の中では、大きな変革が求められています学校規模適正化と幼保一元化の問題で、千種町の幼保一元化の来年4月実施については、予算特別委員長の報告にありましたが、議員から熱い議論が交わされました。予算修正や附帯決議にはならなかったものの、予算特別委員会委員長報告を重く受けと

められますよう申し添えたいと存じます。

いずれにしましても、今議会に寄せられた議員各位、田路市長をはじめ当局の皆さんの熱意が新しい年度へと繋がり、宍粟市を、日本全体を押し上げ、危機を一刻も早く乗り切れることを祈るものであります。

あわせて、田路市政にとりましても、私ども議員にとりましても、任期折り返しの3年目でございます。市民の皆様の思いにこたえるべく、大切な平成23年と認識いたしています。とりわけ、宍粟市民の規範となります宍粟市自治基本条例の制定、議会にあっては議員の規範となります議会基本条例の制定、まさに、真の宍粟市の構築に向けた二つの条例の制定でございました。

お叱りを受けると存じますが、この二つの条例の制定を踏まえ、今後さらに意識される宍粟市、宍粟市議会、あわせて発信する宍粟市、宍粟市議会を目指したいものであります。

私はもとより、議会議員各位、当局におかれましても、なお一層の研究、研修、これら研さんを大きく期待申し上げ、第40回宍粟市議会平成23年3月議会を閉じるあいさつといたします。

御苦勞さまでありました。ありがとうございました。

○市長（田路 勝君） 第40回宍粟市議会3月定例会の閉会に当たり、一言御あいさつを申し上げます。

今年度も残すところ1週間となりましたが、つい先日には、大雪警報が発令されるなど吹く風には少し肌寒さを感じる日もあり、本格的な春の到来が待ち遠しいこのごろとなっております。

さて、先般3月11日には、東北地方の太平洋沖を震源とするマグニチュード9.0、震度7という世界最大級の地震が発生をいたしました。青森県から千葉県に及ぶ大陸プレートが一同に動いたために起こったと言われておるこのたびの地震は、その被害範囲、被害の規模、内容、日常生活や経済活動への影響など、想定を超える大規模なものとなっております。

このたびの地震、津波災害により、不慮にして亡くなられた方々に深甚なる哀悼の意を表しますとともに、被災された住民の方々に対して心からお見舞いを申し上げます。あわせて、被災地域での懸命の救援、救護活動、支援活動等に御尽力されている多くの皆さんに対して、心から敬意を表します。

宍粟市としましても、義援金活動、物資支援活動に取り組んでおりますが、今後も救援、援助活動など、できる限り支援に努めてまいりたいと考えており、この上

に立って本日追加補正予算として上程いたしました岩手、宮城、福島への被災3県への総額900万円の復旧支援金につきましては、先ほど御承認をいただいたところであります。

また、このたびの震災による影響は、宍粟市の市民生活にも及んでおり何かと不自由を感じる状況はさらに広がっているものと思いますが、戦後、最大の困難と言われておりますが、国民が一体となって乗り切らなければならない状況下において、今後とも議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力を重ねて申し上げる次第であります。

さて、今月1日から開会されました第40回宍粟市議会定例会も岡田議長、小林副議長をはじめ議員の皆さんの御精励により、今定例会に上程をいたしました全議案につきまして、滞りなく議了いただきましたこと熱くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、先ほど述べました東北3県への災害見舞金を含めた平成22年度補正予算をはじめ、自治基本条例の制定議案、コンプライアンス条例議案、医師・看護師等の修学資金貸与条例、福祉医療費と少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例、そして、さらなる創造と挑戦の年と位置づけ五つの重点施策を中心に、「明日の宍粟市づくり」の目標を市民と行政が一体となって力強く推進することを念頭に編成をいたしました平成23年度当初予算等、多くの議案につきまして慎重に御審議いただき、適切な議決をいただきまして、深く感謝を申し上げます。

しかしながら、継続審議となっておりました簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例と、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例につきましては、3度の継続審議とされたことは誠に残念な結果だというふうに思っております。この決定は、市民の皆さんに負担の公平間を大きく損なう状況を辛抱していただく状況が続くことになるとともに、財政状況の厳しい宍粟市において、持続可能な行財政の構築に向けた取り組みを後退させることにもなるのかなど、改めて次期の市議会においては、適正な御判断をしていただきますようお願いをいたしたいと存じます。

また先ほど、意見書の採択がされたわけではありますが、今、この子どもたちを取り巻く課題も宍粟市の大きな課題でございます。幼保一元化あるいは「こども園」、こういったことにつきましても、大人の視点もさることながら、子どもが、そしてまた、子どもにとってどうあるべきか、こうした本題を議論をしていただきますように望むところであります。

さて、来週からはいよいよ新年度、そして、宍粟市総合計画後期基本計画によるまちづくりがスタートをいたします。加えて、4月1日には、新たな取り組みとしての地域公共交通実証運行も始まり、また、一昨年の台風9号災害により長期の休業となっておりました福知溪谷休養センターも来るゴールデンウィークにあわせて営業再開となります。施政方針にも述べました市民生活に直結する地方自治体として、誰もが安心して、そして安全で暮らせるまちづくりに向けて不断の努力で邁進する所存でございますので、議員各位には新年度におきましても、市政の運営に一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(午後 0時00分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岡 田 初 雄

宍粟市議会議員 岡 崎 久 和

宍粟市議会議員 東 豊 俊